いちき串木野市農業委員会だより

第16号
令和8年1月5日発行

海外留学生との交流　　～上名浅山地区～
　上名浅山地区では、多文化交流の一環として毎年、地域住民と神村学園の海外留学生で、田植えや稲刈りを行いお互いのコミュニケーションを深めています。

主な内容

- 新年の挨拶、遊休農地の解消に向けて …… 2頁
- 農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介 …… 3頁
- 市長・議長へ農業振興に関する意見書の提出について…… 4頁
- 相続未登記農地の解消について、有害鳥獣被害防除対策について … 5頁
- 農地転用、農業者年金、農地バンク、全国農業新聞について … 6頁

発行　いちき串木野市農業委員会　　編集　いちき串木野市農業委員会広報委員会
〒899-2192　いちき串木野市湊町1丁目1番地　TEL 0996（21）5118
いちき串木野市ホームページ　https://www.city.ichikikushikino.lg.jp/

新年の挨拶

いちき串木野市農業委員会
会長　岩下　市蔵

新年あけましておめでとうございます。皆様方には健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より当農業委員会に格別のご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて昨年は、国内外を問わず猛暑や豪雨など激甚化する気象災害が多発しました。本市においても時間雨量百二十ミリを記録する豪雨に見舞われ水稲の浸水被害、農地や農業用施設にも被害が発生しました。加えて国際情勢に大きく左右される生産資材価格の高止まりにより農家は厳しい経営環境下にあります。

一方、いわゆる「令和の米騒動」による急激な米の価格高騰は、米生産農家にとっては救いの手となるものの国民の米離れや飼料用米、加工用米の生産体制の混乱など危惧される点が多く存在します。

今後、生産者と消費者双方にとって農産物の安定供給体制の再構築が急がれる中、生産現場には、スマート農業技術導入により労働力不足や異常気象などに対応できる生産性の向上とリスク分散を図ることが求められています。

そのような中、本市農業委員会では昨年四月、三年に一度の改選が行われ十二名の農業委員と三名の農地利用最適化推進委員が任命・委嘱されました。農業従事者の高齢化や担い手不足、さらに鳥獣被害などから遊休農地の増加がより一層深刻な問題となっていますが、訪問活動や農地巡回を通し農地の出し手・受け手の意向を把握して、担い手への農地集積・集約化や、遊休農地の発生防止・解消に取り組んでまいります。

農業を取り巻く課題は多岐にわたりますが、食糧生産の基盤である農地を守り次世代へとつなげていくために、農業者の皆様はもちろん関係機関や地域住民の皆様との連携が不可欠になります。今年もより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

本年が皆様にとって実り多き一年となりますようご祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

令和八年一月吉日

遊休農地の解消に向けて

農地利用状況調査を行いました

遊休農地の実態把握・解消及び農地の違反転用防止のために、毎年７月から８月にかけて市内全域の農地を対象に「農地利用状況調査」を実施しています。

調査する農業委員等

農地の管理についてのお願い

農地が管理されずに放置されていると、雑草等が生い茂り、バッタやヤスデ等の害虫発生などにより隣接地に迷惑をかけることになります。また、ゴミや残土を不法投棄されたり、枯草等が燃えて火事になったりすると大変危険ですので、所有者（又は管理者）は、定期的に草刈りをするなど適切な管理をお願いします。

農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

昨年の４月１日付けで市長から任命された農業委員１２名と同日付で農業委員会会長から委嘱された農地利用最適化推進委員３名を紹介します。令和 10 年３月３１日まで、農業委員・推進委員が一緒になって、農家の皆様の代表として担い手の育成と確保、遊休農地の解消などに取り組んでいきます。推進委員は、この農地利用の最適化推進の中心的な役割を担います。農地の貸し借り、農業者年金に関することなど、お気軽にご相談ください。

農業委員(12名)・農地利用最適化推進委員(3名) 担当地区分担表 (令和10年3月末までの体制)

前回（令和４年度～令和６年度）から引き続き農業委員・推進委員になった方

担当地区	区分	氏　名	(所属公民館)	電話番号	コメント
1班 冠岳・生福 上名・大原 中央・本浦 照島	農業委員 (班長)	西　美香	(下石野)	32-1830	若い世代が夢を持って続けられる持続可能な農業を応援します。
	農業委員	川畑　千秋	(川　畑)	32-0966	農業者の皆様の意向を伺いながら地域計画等維持、継続が出来るよう努めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
	農業委員	久木山 純広	(浅　山)	32-6548	遊休農地の発生防止、解消及び地域農業の発展に努めてまいります。よろしくお願いします。
2班 羽島・荒川 野平・旭	農業委員 (班長)	外薗　健藏	(平　江)	32-0617	高齢化による耕作放棄で遊休農地が増加する現状を地元担い手農家と連携を取りながら少しでも解消できるように努めて参ります。
	農業委員	野元　京子	(野　元)	32-3784	農業の担い手の方々の意見をお伺いしながら、遊休農地の発生防止・解消に努めたいと思います。よろしくお願いします。
	農業委員	古賀 久美子	(中尾町)	32-8462	農業者の高齢・少子化で遊休農地が増加の傾向にあります。遊休農地の発生防止と有効活用に少しでもお役に立てるよう努めてまいります。
	推進委員	藤園　宗男	(大　薗)	32-5923	遊休農地の防止と活用を推進し、地域農業の発展に努めて参ります。よろしくお願いします。
3班 川南・川北 湊　・湊町 川上	農業委員 (班長)	樋ノ口 正信	(寺　迫)	36-3260	気楽に会話出来る農業委員を目指します。農地のことは、ご相談ください。
	農業委員	木場 由美子	(崎　野)	36-3004	農地の有効活用を推進し、地域の農業者の意見を聴き、農業組織関係者と連携し農業振興の発展に努めてまいります。
	農業委員	池田　善之	(木場迫)	36-3053	地域農業活性化のために遊休農地解消や農地の有効利用などに取組んでいきたいと思います。よろしくお願いいたします。

令和７年度から新しく農業委員・推進委員になった方

	農業委員	上迫田　薫 （１班）	(別　府)	32-8191	今年度農業委員に任命を受けました。少しでも地域農業のために努めて頑張ります。よろしくお願いします。
	農業委員	岩下　市蔵 （２班）	(土　川)	35-1085	今年度より農業委員を務めさせていただきます。地域農業振興のために農地利用の最適化に努めてまいります。
	農業委員	池田　一成 （３班）	(迫)	36-2199	出身地の木場で稲作をしています。川上地区担当となりました。農業振興と農地保全に尽力しますので宜しくお願いします。
	推進委員	古川　千明 （１班）	(中井原)	32-8222	今年度より推進委員を務めさせていただくことになりました。遊休農地解消に努めたいと思います。よろしくお願いします。
	推進委員	橋口　　守 （３班）	(島　内)	36-5195	今年度、農地利用最適化推進委員の委嘱を頂きました。農業委員と連携し遊休農地の発生防止や農地利用の最適化に努めて参ります。

市長・議長へ農業振興に関する意見書を提出しました

市長へ提出（副市長代理受領）

議長へ提出

いちき串木野市農業委員会では、昨年の11月26日、市長と議長に農業振興に関する意見書を提出しました。

「農業委員会等に関する法律」に基づき行うもので、本市の農業振興施策に反映していただくことを目的としています。意見書の内容については、以下のとおりです。

農業振興に関する意見書

1. 有害鳥獣の駆除と被害防除対策について

本市の有害鳥獣対策については、農政課が中心となり猟友会の協力を得て、有害鳥獣の被害状況の把握と猟友会による駆除や電柵設置の推進などの対策が講じられているところです。しかしながら、鳥獣被害は縮小することなく拡大の一途にあることから、これまでも意見書で取り組み強化を依頼したところですが、さらに効果の高い対策が求められています。

特に、イノシシ・サルの被害は深刻な状況となっており、家庭菜園を含めた農作物への被害は甚大なものとなっています。このことは農業者の生産意欲を減退させるとともに、市民の生活環境への影響も懸念される深刻な事態となっています。

これらのことを踏まえて、以下のような取り組みを実施していただきたい。

① 鳥獣被害額については、被害申し出による実態把握となっていると思いますが、農業者に限らず家庭菜園耕作者を含めて実態に近い被害額の把握ができる仕組みを公民館の協力も得て構築し、政策に通じる現実的な被害実態の把握を行うこと。

② 猟友会を中心に、鳥獣の個体数削減に努力されていることに感謝申しあげます。特にサル対策は、様々な課題が山積しており、猟友会頼みでは解決できないものがあると考えますので、猟友会への支援強化をはかるとともに、専門業者への委託など効果ある対策を実施すること。

③ 近隣の山間を抱える市町においては、国の鳥獣被害総合対策事業等による侵入防止柵の設置等を実施していると認識していますが、その効果確認を踏まえた5ヶ年程度の中期計画を策定して効果ある対策を講じること。

④ 鳥獣被害によって、高齢者の家庭菜園づくりによる生きがいと健康増進に影響していることから、健康促進面での影響も認識して対応すること。

2. 耕作放棄地対策と遊休農地の発生防止について

本市の農地は、高齢化、担い手不足、また地球温暖化などの問題で、遊休農地や耕作放棄地が年々増加している。特に山間部における有害鳥獣の被害、水不足等の条件で栽培条件の悪い農地は年々増加傾向にあります。

また、本市の基幹となっている農業は、中山間農業・兼業農家が支えている中、農機具・生産資材・燃料等の高騰・施設の老朽化等も重なり、離農される方、また一方では後継者不足の増加傾向も問題となり、現状の認定農家・集落営農組織等では限界があります。

これらのことを踏まえて、以下のような取り組みを実施していただきたい。

① 国の新たな施策を踏まえた上で農地を集約し、再度圃場整備の見直しによる面積の確保を図ること。

② 草払い、除草剤散布等の作業の軽減が図れる仕組みを構築すること。

③ 水不足を解消するための施設整備等を早急に改善すること。

④ 後継者育成を図る支援を強化すること。

⑤ スマート農業の普及支援により、これからの農業の高度な機械化による省力化及び労力軽減を図ること。

相続未登記農地の解消について

農地の相続手続きはお済みですか？

農地の所有者が亡くなると、相続する方の名義にするために法務局での相続登記が必要となります。

相続登記がされていないと、その農地について売買や貸し借りをしようとしても契約が締結できない場合があります。また、そのまま長期間放置すると相続関係が複雑になってしまい、手続きをしようとしても時間や費用がかさむことになってしまいますので、相続登記は早めに済ませましょう。

相続等により農地を取得した場合の届け出について

相続等（相続・遺産分割・包括遺贈・時効取得）により農地を取得する場合は農地法第３条許可は不要ですが、その農地がある農業委員会に届け出る必要があります。届け出は、農地の所有者が亡くなったことを知った時点からおおむね１０か月以内に行ってください。届け出をしなかったり、虚偽の届け出をすると罰則があります。

相続登記申請の義務化について（令和６年４月１日から）

相続（遺言による場合を含みます。）によって不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から３年以内に相続登記の申請をしなければなりません。また、遺産分割協議で不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から３年以内に相続登記を申請しなければなりません。なお、令和６年３月３１日以前に相続が開始している場合は、令和９年３月３１日までに相続登記を申請しなければなりません。これらにおいて、正当な理由なく申請をしなかったときは、過料の対象となります。不動産を相続したら、お早めに登記の申請をしましょう。

詳しくは左の二次元コードをスキャン又は「法務省所有者不明」で検索！

詳しくは、法務省民事局のホームページ
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html) をご覧ください。

また、ご自身で相続登記の申請をご希望の方は、登記手続について予約制でご案内していますので、鹿児島地方法務局川内支局（☎ 0996-23-6381）までお電話ください。

相続土地国庫帰属制度について（令和５年４月２７日から）

相続土地国庫帰属制度は、相続した土地について、利用する予定がない、管理が必要だが負担が大きいといった事情により、それらの土地が放置され将来的に所有者不明土地となることを予防するために創設された、相続した土地を国に引き渡す制度です。ただし、帰属できる土地は一定の要件を満たしている必要があり、審査手数料や１０年分の土地管理費相当額を納付する必要があります。詳しくは法務省民事局のホームページ（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html）をご覧いただくか、鹿児島地方法務局（☎ 099-219-2133）までお尋ねください。

有害鳥獣被害防除対策について

有害鳥獣（イノシシ・シカ・サル・カラス等）の被害を受け、猟友会に駆除の相談をされたい場合は、市役所農政課（電話 0996-21-5121）までご連絡ください。

令和７年度の有害鳥獣駆除数（令和７年１０月末現在）

種　類	捕獲頭数
イノシシ（成獣）	1,130 頭
イノシシ（幼獣）	205 頭
シカ（成獣）	457 頭
シカ（幼獣）	0 頭

種　類	捕獲頭羽数
サル（成獣）	0 頭
タヌキ	66 頭
アナグマ	258 頭
カラス類	10 羽

農地転用には農地法の許可が必要

農地を耕作以外の目的で使用する場合（農地転用）は事前に農地法の許可が必要です。

●住宅を建てる（庭にする場合も含む）●駐車場にする
●太陽光発電施設を設置する　●資材置場にするなど

※自らの耕作・養畜のための農業用倉庫等（200㎡未満に限る）を建てる場合、転用許可は不要ですが届出が必要です。

※農地の場所によっては、転用許可ができない場合がありますので、事前に農業委員会にご相談ください。

※農地法の許可を受けないで無断で転用した場合、農地法違反となり３年以下の懲役又は３００万円（法人の場合は１億円）以下の罰金という罰則が適用されることがあります。

農業者年金に加入しませんか

＜農業者年金は積み立てた保険料＋運用益を自分の年金として受給＞

＜老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です！６つのポイント！！＞

1．年間 60 日以上農業に従事し、20 ～ 60 歳未満の国民年金に加入されている方は、誰でも加入できます。
2．保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。
3．税制面で大きな優遇措置があります。
4．少子高齢化時代に強い年金で、年金資産は安全性を重視して運用しています。
（制度発足から２３年間の運用利回りは、年率 2.89％です。）
5．終身年金です。80 歳までにお亡くなりになった場合は、死亡一時金があります。
6．認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

農地の貸し借りは農地バンクにおまかせ

＜活用しましょう！農地中間管理事業＞

1．平成 26 年度から始まった、農地の貸し借りの方法です。
2．機構（農地バンク）が各市町村等と連携し、農地の貸し借りを調整します。
3．賃借料は機構（農地バンク）が徴収・支払を行います。
4．農地は契約終了後、必ず所有者に返還されます。（更新も可能です。）

【お問合せ】□いちき串木野市農政課農林係
〒 899-2192 いちき串木野市湊町１丁目１番地　☎（0996）21-5121
□いちき串木野市農業委員会
〒 899-2192 いちき串木野市湊町１丁目１番地　☎（0996）21-5118
□公益財団法人　鹿児島県地域振興公社（鹿児島県農地中間管理機構・農地バンク）
〒 892-0821 鹿児島市名山町４番３号　☎（099）223-0223

全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいようにまとめられていますので、是非購読してみてください。全国農業新聞を購読するには、地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員（3 頁参照）、農業委員会事務局までお申し込みください。
（月４回金曜日発行・購読料：月額７００円［送料・消費税込］）